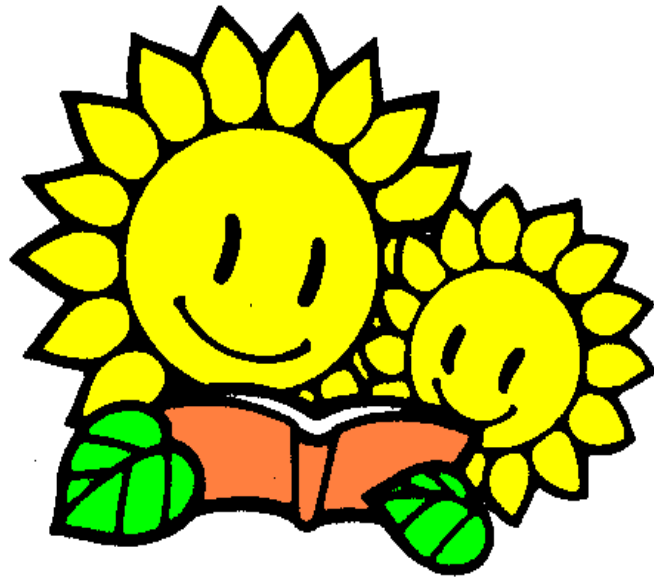


平成27年度  
日向市立図書館要覧



日向市立図書館

— 目 次 —

1	日向市教育基本方針	1
2	日向市同和教育基本方針	1
3	図書館の自由に関する宣言	2
4	日向市立図書館のあゆみ	3
5	平成27年度日向市教育施策（抄）	4
6	平成27年度重点目標	5
	1. 運営方針について	7
	2. 重点目標（重点施策）	7
7	平成27年度日向市立図書館事業計画	7
	1. 図書館資料の充実	7
	2. 図書館利用の促進及び読書活動の推進	7
	3. 図書館サービス（課題解決機能）の充実	8
	4. 学校図書館との連携・支援	8
	5. 各地区公民館（図書室）との連携・支援	9
	6. インターネットを活用した情報発信と情報提供	9
	7. 図書館ボランティアの育成と活動支援	9
	8. 他の図書館や関係機関・団体との連携・協力・協働	10
	9. その他	10
8	平成26年度日向市立図書館事業実施状況	11
	1. 図書館資料の整備充実	11
	2. 図書館利用の促進及び読書活動の推進	11
	3. 乳幼児期からの読書活動の推進	11
	4. 図書館サービスネットワークの整備充実	12
	5. 図書館サービス（課題解決機能）の充実	12
	6. 図書館ボランティア養成と連携・協働	13
	7. 視聴覚ライブラリー機器の利用促進	13
	8. その他	13
9	資料	14
	1. 市の概況	14
	2. 統計	15
	3. 例規・資料	21
	4. 図書館ボランティア	27
	5. 施設概要	28
	6. 図書館利用案内	30

## 1 日向市教育基本方針

本市の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性 をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

そのために、生涯にわたって適切な学習がすすめられるよう、家庭教育、学校教育、社会教育の充実・振興を図るとともに、地域社会が一体となって「たくましく生きる力」「思いやりのある心」「ふるさとに誇りを持つ心」を身に付けた次世代を担う“ひゅうがっ子”の育成をめざします。

## 2 日向市同和教育基本方針

同和教育は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題である。この解決に果たす教育の役割はきわめて大きい。

本市の同和教育は、教育基本法の理念のもとに、すべての学校及び地域社会において人間尊重の教育をより深く推進するとともに、部落差別に対する科学的認識を深め、広い人類愛に裏付けられた、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成をめざすものである。

- 1 学校教育においては、児童生徒の発育段階及び地域の実情に即し、各教科・領域等の特質に応じて、人間尊重の教育の充実に努める。

また、同和教育地区の児童生徒の健全な発達や教育の機会については、それがそこなわれることのないよう留意し、進路指導の充実に努める。

- 2 社会教育においては、各種の学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を積極的に取り入れ、同和教育問題を正しく認識し、その解決に当たるよう努める。
- 3 同和教育を積極的に推進するため、意欲と実践力に富んだ指導者の養成、研修の充実に努める。

同和教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、関係機関ならびに関係諸団体との連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て推進する。

### 3 図書館の自由に関する宣言

#### 図書館の自由に関する宣言

1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

— 社団法人 日本図書館協会 —

「図書館の自由に関する宣言」は、団体等規制令(1949年公布)、占領目的阻害行為処罰令(1950年公布)、破壊活動防止法(1952年公布)が成立する等社会的な緊張が高まっていたなか、1952年2月の埼玉県秩父市立図書館で開かれていた評論家を囲む座談会への警察の捜査介入をきっかけとして1954年5月の日本図書館協会定期総会で採択され成立し、1973年8月の山口県山口図書館での「図書抜き取り別置事件」をきっかけに1979年に改定されました。

日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠です。知る自由は、表現の送り手に対して保証されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立します。ここには図書館の自由が、日本国憲法をよりどころとしていることが明示されています。

## 4 日向市立図書館のあゆみ

年 月	事 項
1949年(昭和24年) 4月	設立(蔵書数 1,490冊)
1960年(昭和35年) 6月	「日向市立図書館条例」制定、「日向市立図書館協議会」発足
1962年(昭和37年) 10月	図書館業務が社会教育課の所管となる
1963年(昭和38年) 1月	市庁舎焼失
1964年(昭和39年) 7月	市議会において新図書館建設構想が出る
1969年(昭和44年) 6月	市総合計画に図書館の充実を盛り込む
1972年(昭和47年) 3月	勤労青少年ホームに図書館設置(蔵書数 6,731冊)
1976年(昭和51年) 8月	新館(本町)建設着手(総工事費 7,190万2千円)
1977年(昭和52年)3月30日	新館(本町)完成
1977年(昭和52年) 5月	「日向市立図書館規則」制定
1977年(昭和52年)6月1日	新館(本町)オープン(蔵書数 14,207冊)
1996年(平成8年)3月～12月	図書館移転準備のため休館
1996年(平成8年) 4月	新館(春原町)工事着工(総工事費 1億7,500万円) 旧日向保健所(昭和40年4月新築移転開所)跡を改装
1997年(平成9年)1月10日	新館(春原町)オープン(蔵書数 45,000冊) 電算システム導入(ilis/x10)、大阪屋マーク導入
1997年(平成9年) 4月	「日向入郷地域視聴覚ライブラリー事務局」を図書館へ移設
1997年(平成9年) 10月	図書館ボランティア「友の会」発足
1998年(平成10年) 5月	貸出文庫学校巡回開始
1998年(平成10年) 11月	「第1回読書感想絵はがき展」開催
2000年(平成12年) 3月	本館前庭に東屋建設
2000年(平成12年) 8月	別館に書庫(13,000冊規模)設置
2001年(平成13年) 8月	巡回用改造図書館車(ブックトラック4台積載、約1,000冊) 活用開始
2002年(平成14年) 2月	図書館情報システム更新(iliswing 21)、TRCマーク導入
2002年(平成14年) 4月	図書館情報検索システム導入
2003年(平成15年) 4月	大王谷コミュニティーセンター図書室開設
2005年(平成17年) 4月	ブックスタート事業開始
2006年(平成18年) 1月	日向入郷地域視聴覚教育協議会を廃止し日向市視聴覚ライブラリーが運営を継承
2006年(平成18年)2月25日	日向市・東郷町合併
2006年(平成18年) 2月	東郷町西公民館図書室開設
2007年(平成19年) 8月	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
2008年(平成20年) 3月	「日向市子ども読書活動推進計画」策定
2008年(平成20年) 3月	郷土資料庫建設
2009年(平成21年) 4月	ブックスタート・プラス事業(本格的なブックスタート)開始
2009年(平成21年) 10月	新図書館システム(ILIS021)及び新ホームページを導入

2012年(平成24年) 3月	既存車庫を書庫に改修。車庫新設。どんぐり広場、学習室、外灯の設置やトイレの洋式化等の部分改修
2012年(平成24年) 6月	としょかんだより「どんぐり」発行
2013年(平成25年) 3月	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業事務局より平成24年度「企画協力員賞」に選定
2013年(平成25年) 4月	貸出冊数を5冊から10冊へ変更
2013年(平成25年) 4月	利用者インターネット端末を設置(1台)

## 5 平成27年度日向市教育施策(抄)

平成27年度の教育施策は「新しい日向市総合計画 後期基本計画」に示されている分野別施策の中の「未来を拓く人が育つまちづくり」に基づいて推進します。

### 未来を拓く人が育つまちづくり

個性あふれる人材が育ち、輝かしい未来に挑戦する社会の推進

#### 1 楽しみ生きがいを感じる生涯学習社会づくり

市民が主体的に、生涯にわたって学習でき、その成果を地域社会で発揮できるという生涯学習社会づくりを推進します。

##### (1) 学習機会の提供と成果の活用

- ① 学習情報の提供と相談体制の充実
- ② 地区公民館活動の推進

##### ③ 図書館の充実

- 市民が利用しやすい図書館運営
  - ・図書館資料の充実
  - ・学校図書館との連携・支援
  - ・各地区公民館(図書室)との連携・支援
  - ・インターネットを活用した情報発信と情報提供
  - ・他の図書館や関係機関・団体との連携・協力・協働
- 図書館ボランティアの育成と活動支援
- ブックスタート運動や読み聞かせの充実
  - ・子育て支援サービス、児童・青少年サービス
- 資料の収集・整理・保存
- 地域の課題に対応したサービス

## 6 平成 27 年度重点目標

### 1. 運営方針について

図書館は、市民や地域にとって、もっとも身近な社会教育施設であるとともに役に立つ情報拠点です。したがって、市民のための開かれた施設であることはもとより、市民やそれぞれの地域の多様化・高度化する知的要求に対応できる環境（施設・設備等）を整えておく必要があります。そのため、可能な限りの確で広範囲にわたる資料の収集・整理・保存に努め、市民の利用促進を図り、生涯学習を支援します。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項に基づき策定した「日向市子ども読書活動推進計画」（平成 20 年 3 月策定）を着実に推進するため、学校及び読み聞かせボランティア等との連携、支援に努め、子どもの読書活動を推進するための人的なネットワークづくりに努めます。

### 2. 重点目標（重点施策）

#### （1）図書館資料の充実

- ①図書館資料の充実
- ②基本図書、参考図書の整備充実
- ③郷土資料、行政資料の収集保存

#### （2）図書館利用の促進と読書活動の推進

- ①図書館を利用したことのない市民に対する図書館活動の意義の理解促進
- ②子ども読書活動の推進（学校に対する団体・巡回貸出を含む。）
- ③リクエスト・予約サービスに対する市民満足度の向上
- ④レファレンスサービスに対する市民満足度の向上
- ⑤各種事業の開催による図書館利用の促進
- ⑥職場体験学習における公共図書館の理解促進

#### （3）図書館サービス（課題解決機能）の充実

- ①子育て支援サービス（ブックスタート・同プラス）を含む。）の充実
- ②障がい者支援サービスの充実
- ③児童、青少年（ヤングアダルト）サービスの充実
- ④子ども読書週間事業の充実
- ⑤就学前の子どもに対する読み聞かせの実施

#### （4）学校図書館との連携・支援

- ①学校図書館との連携・支援（学校図書館への団体・巡回貸出を含む。）
- ②学校図書館関係組織との連携（日向市学校図書館教育研究会等との連携。）

**(5)各地区公民館（図書室）との連携・支援**

- ①図書資料の充実と地域住民に対する図書室の利用促進
- ②地区公民館職員に対する業務支援

**(6)インターネットを活用した情報発信と情報共有**

- ①インターネットを活用した図書館情報の発信
- ②インターネットを活用した利用者への情報提供
- ③利用者インターネットサービスの充実

**(7)図書館ボランティアの育成と活動支援**

- ①図書館ボランティア「友の会」への加入促進
- ②図書館ボランティア「友の会」の活動支援と協働

**(8)他の図書館や関係機関・団体との連携・協力・協働**

- ①他の図書館との連携・協力
- ②図書館に関わる各機関・団体との連携・協力・協働



# 7 平成 27 年度日向市立図書館事業計画

## 1. 図書館資料の充実

施 策	内 容
①図書館資料の充実	○蔵書・雑誌・新聞等の図書資料の収集をします。
②基本図書、参考図書の整備充実	○基本図書、参考図書の収集・整備・充実を行います。
③郷土資料、行政資料の収集保存	○郷土資料、行政資料の収集・整備・保存を行います。

## 2. 図書館利用の促進及び読書活動の推進

施 策	内 容
①図書館活動の意義の理解促進	○新刊案内や広報ひゅうが等で図書館利用の周知をします。 ○ブックスタート事業等、各種事業を行う際に、図書館の利用案内を行います。
②子ども読書活動の推進（学校に対する団体・巡回貸出を含む。）	○保育園や幼稚園での「定期おはなし会」等を通じて乳幼児期からの読書活動を支援します。 ○学校への図書の「団体貸出」や「巡回貸出」を通じて子どもの読書活動を支援します。
③リクエスト・予約サービスの充実	○インターネット上からも図書のリクエスト・予約サービスが可能になり、機会ある度に市民に周知し、利用を促します。
④レファレンスサービスの充実	○図書館職員の専門性の一層の向上を図り、図書館窓口におけるレファレンスサービスを高めるように努めます。
⑤各種事業の開催による図書館利用の促進	○「おはなし会」や「としょかんまつり」等の各種図書館事業を通じて、市民の図書館に対する理解と利用促進を行います。
⑥職場体験学習における図書館の理解促進	○職場体験学習、インターンシップを通じて、図書館に関する情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、職業観の涵養を図ります。

### 3. 図書館サービス（課題解決機能）の充実

施 策	内 容
①子育て支援サービス（ブックスタート・同プラス）を含むの充実 ※黒木健二市長マニフェスト項目	○「ブックスタート事業」（7 か月健診時）と「ブックスタート・プラス事業」（1 歳 6 か月健診時）を継続実施します。貸出冊数 5 冊から 1 0 冊へ増やしました。（平成 25 年 4 月から）
②障がい者等支援サービスの充実	○点字図書、音訳（録音）図書等の充実及び拡大読書鏡等の障がい者読書支援用機器の貸出を行います。
③児童、青少年（ヤングアダルト）サービスの充実	○児童（小学生）、ヤングアダルト（YA）向けの図書資料の収集・充実を図ります。 ○図書館における「定例おはなし会」（小学生：毎週土曜日 11:00～11:30）を継続実施します。
④子ども読書週間行事の充実	○こどもの読書週間（4 月 23 日～5 月 12 日）に合わせて「春のとしょかんまつり」を実施します。 ○読書週間（10 月 27 日～11 月 9 日）に合わせて「秋のとしょかんまつり」を実施します。
⑤就学前の子どもに対する読み聞かせの実施	○図書館ボランティア「友の会」と協働し、保育園や幼稚園での「定期おはなし会」等を実施します。 ○図書館における「定例おはなし会」（乳幼児：毎週木曜日 10:30～10:50、幼児：毎週水曜日 15:30～16:00）を実施します。

### 4. 学校図書館との連携・支援

施 策	内 容
①学校図書館との連携・支援	○学校図書館への図書の「団体貸出」を実施します。 ○図書館から遠方にある学校に「巡回貸出」を実施します。
②学校図書館関係組織との連携	○「読み聞かせグループ連絡会」等を通じて、各学校の読み聞かせグループとの連携に努めます。

## 5. 各地区公民館（図書室）との連携・支援

施 策	内 容
①図書資料の充実と地域住民に対する図書室の利用促進	○地域住民のニーズに合った蔵書・雑誌・新聞等の図書資料の収集・充実に努めます。 ○あらゆる機会を通じて、各地区公民館図書室の利用を働きかけます。
②地区公民館職員に対する業務支援	○地区公民館職員や社会教育指導員との連携を密にするとともに地区公民館図書室の地域住民サービスが一層向上するよう図書館業務を支援します。

## 6. インターネットを活用した情報発信と情報提供

施 策	内 容
①インターネットを活用した図書館情報の発信	○図書館システムと連動したホームページを活用し、多様な図書館情報の発信に努めます。
②インターネットを活用した利用者への情報提供	○インターネット（メール）を介して図書館の利用者に貸出予約サービス等の情報提供を行うなど利用者サービスの向上に努めます。
③利用者インターネットサービスの充実	○調査・研究のためのインターネット閲覧専用端末（無料）を1台設置し、利用者のサービス向上に努めます。

## 7. 図書館ボランティアの育成と活動支援

施 策	内 容
①図書館ボランティア「友の会」への市民の加入促進	○図書館ボランティア「友の会」の自主性を尊重しながら、さまざまな機会において同会への入会案内を行います。
②図書館ボランティア「友の会」の活動支援と協働	○図書館ボランティア「友の会」が独自に行う活動を支援します。 ○「定期おはなし会」や「としょかんまつり」など、さまざまな場面で同会との協働をすすめます。

## 8. 他の図書館や関係機関・団体との連携・協力・協働

施 策	内 容
①他の図書館との連携・協力	<p>○「相互貸借」や「マイライン」（宮崎県立図書館と市町村立図書館・図書室とを結ぶネットワーク）など、他の図書館との連携・協力により利用者のニーズに最大限に応えます。</p> <p>○これまでに「相互貸借」や「マイライン」を利用したことがない市民に対して、利用の周知を行います。</p>
②図書館に関わる各機関・団体との連携・協力・協働	<p>○図書館に関わる関係機関・団体との連携・協力・協働の機会を設け、地域を支える情報拠点として、認識され利用される施設となるよう努めます。</p> <p>○具体例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県が主催する「みやざき言の葉語り部養成講座」等の開催に協力・協働します。</li> <li>・「日向市学校図書館教育研究会」や「日向市小中学校図書館教育主任会」等と積極的に連携・協力・協働します。</li> <li>・「若山牧水記念文学館」や「美々津歴史民俗資料館」等と連携・協力・協働します。</li> </ul>

## 9. その他

事 業	内 容
①図書館協議会	○図書館協議会を開催し、市民の幅広い意見を図書館運営に反映させます。
②職員研修	○公共図書館連絡協議会等の研修を活用し、スキルの向上等を図ります。
③展示コーナー企画展	○企画展の開催や団体の発表の場を提供することにより、文化の交流や情報発信を行います。

## 8 平成 26 年度日向市立図書館事業実施状況

### 1. 図書館資料の整備充実

○資料の整備状況

※蔵書数（冊）

平成 26 年度末	平成 25 年度末	差（増）
193,050	188,948	4,102

※詳細は、「資料」に掲載。

### 2. 図書館利用の促進及び読書活動の推進

○図書館利用の推進

広報等を通じて、図書館事業等の情報発信を行いました。

- ・図書館だより「どんぐり」発行 月1回、学校、公民館、市役所等へ配布。
- ・図書館ホームページ 新刊案内、図書館だよりの掲載。
- ・広報誌での情報発信 「広報ひゅうが」、「生涯学習だより」、「みらくるきっず」に図書館の情報を掲載。

○読書活動の推進

- ・読書週間関連行事として図書館まつりを開催しました。

「秋のとしょかんまつり」（11月8日（土）9:20～15:30）

（内容）古本市、おはなし会、紙芝居、上映会、手づくりコーナー、わらべうた、手作りコーナー、ブックリペア [企画展示] ブックバトン

### 3. 乳幼児期からの読書活動の推進

○「ブックスタート」及び「ブックスタート・プラス」の充実

親子で絵本に親しむことができる環境づくりとして実施しました。

- ・ブックスタート 7か月健診時、絵本2冊配布。

※延べ24回・対象数 545人

- ・ブックスタート・プラス 1歳6か月健診時、絵本1冊配布。

※延べ12回・対象数 521人

○幼児・児童図書 of 充実

※蔵書数（冊）

平成 26 年度末	平成 25 年度末	差（増）
56,715	55,319	1,396

#### ○おはなし会の充実

子供たちが、読書に親しむきっかけづくりとして実施しました。

- ・定例おはなし会 図書館館内で乳幼児、幼児、小学生対象に実施。
- ・定期おはなし会 幼稚園等で乳幼児対象に実施。
- ・臨時おはなし会 施設見学や行事の際に実施。

※定例おはなし会： 138回・2,203人

※定期おはなし会： 92回・5,517人

※臨時おはなし会： 17回・1,473人

#### ○子ども読書週間関連行事として図書館まつりを開催しました。

- ・「春のとしょかんまつり」(日時：5月10日(土)9:20～15:30)

(内容) 一日図書館員、おはなし会、紙芝居、古本市、上映会、わらべ唄、手作りコーナー等

#### ○夏休み期間行事 「夏休み子ども学習会」

- ・上映会(8月6日)、リサクルのお話し・工作(8月20日) 計41人

#### ○クリスマスおはなし会(12月20日)・40人

## 4. 図書館サービスネットワークの整備充実

#### ○各地区公民館(図書室)との連携・支援

- ・各地区公民館図書室に図書の巡回配本を行い、各地区住民の読書活動を支援しました。

#### ○学校図書館等との連携・支援

- ・学校図書館、保育園、幼稚園への図書の「団体貸出」を実施。
- ・図書館から遠方にある学校への「巡回貸出」を実施。(市内6校 12,174冊)

#### ○インターネットを介した情報提供

- ・パソコンや携帯電話からの予約サービスや本の検索情報提供など、市民の利便性向上に努めました。 パソコンや携帯電話からの予約 件数10,665件

## 5. 図書館サービス(課題解決機能)の充実

#### ○各種課題解決のための図書資料の充実

- ・利用者の各種課題解決のための図書資料(リクエスト本を含む)の充実に努めました。

#### ○障がい者支援サービスの充実

- ・音訳点訳ひゅうが「虹の会」の協力により点字図書、音訳(録音)図書等の充実を図りました。

- レファレンスサービスの充実
  - ・図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、必要な資料の検索・提供・回答等を通じて学習等を支援しました。 14件実施
- インターネットによる調べ学習の充実
  - ・利用者インターネット端末を設置、インターネットでの調べ学習等の支援。

## 6. 図書館ボランティア養成と連携・協働

- 図書館ボランティア「友の会」の活動支援・協働
  - ・読書普及及び図書館の健全な発展向上を図るために図書館ボランティア「友の会」の運営を補助するとともに、おはなし会等を協働で行いました。
- 読み聞かせグループ等読書活動推進団体との連携
  - ・「読み聞かせボランティアグループ連絡会」 7月14日実施 13団体
- 図書館ボランティア養成講座 10月20日

## 7. 視聴覚ライブラリー機器の利用促進

- 視聴覚教材機材利用者へのサービス
  - ・視聴覚機材の整備と教材の充実を行い、利用者のニーズに応えるよう努めました。

## 8. その他

- 職場体験学習及び訪問受け入れ
  - ・中高校生の職場体験学習、インターンシップ等を受け入れました。  
中学生：5校（12日間・13人） 高校生：2校（3日間・3人）  
大学生：1校（4日間・1人）
  - ・図書館見学者（主に小学生の社会科見学）を受け入れました。
- 職員研修
  - ・図書館新任職員研修
  - ・子ども読書活動推進事業 児童サービス連続講座
  - ・宮城県公共図書館連絡協議会県北支部研修会
- 2階展示コーナー企画展（主催・共催） 13回
- 上映会 12回 165人

# 9 資 料

## 1. 市の概要

明治22年、町村制の施行に伴い、日向地区の町村として細島町、富高村、岩脇村、美々津村が生まれました。明治31年、美々津村は美々津町に、また大正10年には富高も町村を施行。昭和12年には富高町と細島町が合併して富島町が発足しました。

天然の良港である細島港は昭和24年に貿易港の指定を受け、次いで昭和26年には重要港湾の指定を受けて、宮崎県の海の玄関としての態勢を整えるため、同年4月、富島町と岩脇村が合併して日向市が誕生し、翌年から細島臨海工業地帯の造成に着手。昭和30年には、美々津町を編入して人口4万人、面積117K㎡の市となりました。

また、豊富な電力や工業用水、広大な臨海工業用地という立地条件に恵まれた日向市は、昭和39年に隣接の1市5町1村とともに新産業都市の指定を受け、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い人口6万人の都市として発展に努め、平成6年に「宮崎県北地方拠点都市地域」の指定を受け、中心市街地の整備理念のテーマを"生活文化交流拠点"として位置づけ、平成13年に市制施行50周年を迎えました。

さらに、平成18年2月、地域特性を活かした新たなまちづくりを目指して、豊かな森林資源を持ち若山牧水の生誕地でもある東郷町と市町合併し、人口6万4千人、面積336K㎡の新しい日向市となり、さらなる発展に向けて取り組みを進めています。

### (1)人口

平成27年3月31日現在、本市の総人口は**61,540**人です。

### (2)予算

予算の概要（各年度とも当初予算額を掲載）

（単位：千円）

款	項	目	節	科目(細節)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計予算総額					27,000,000	28,970,000	28,900,000
10					2,144,810	3,141,016	2,626,286
	5				402,541	386,880	397,755
		3		図書館費(合計)	51,501	48,098	45,525
			1	報酬	17,732	17,440	17,732
			4	共済費	2,676	2,763	2,757
			7	賃金		252	
			8	報償費	25	27	21
			9	旅費	92	87	83
			11	需用費	6,459	6,371	6,489
			12	役務費	1,798	1,796	1,785
			13	委託料	3,507	3,637	3,841
			14	使用料及び賃借料	9,120	6,133	3,108
			15	工事請負費			
			18	備品購入費	10,000	9,500	9,615
			19	負担金、補助及び交付金	67	67	67
			27	公課費	25	25	27



## 2. 統計

### (1) 図書館利用カード登録状況 (単位：人)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総 計 ②	36,746	38,234	39,538	40,601	41,667
一 般	30,045	31,746	33,315	34,789	36,166
児 童	6,701	6,488	6,223	5,812	5,501
登録率(%) ② ÷ 人口① × 100	58.51	60.96	63.23	65.62	67.71
※団体登録	535	556	576	584	600

平成 27 年 3 月末日人口：61,540 人①

### (2) 蔵書冊数の推移 (単位：冊)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
一般図書	108,303	112,670	116,615	120,022	122,910
児童図書	50,292	52,325	53,727	55,319	56,715
郷土資料	5,058	5,262	5,761	6,068	6,336
雑 誌	6,017	6,500	5,577	5,541	5,070
A V	1,716	1,833	1,921	1,998	2,019
計	171,386	178,590	183,601	188,948	193,050

### (3) 図書受入状況 (単位：冊)

区 分	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他
一般図書	4,286	326	4,065	452	4,042	522	3,921	605	4,235	261
児童図書	1,901	206	1,888	200	1,813	159	1,317	341	1,364	68
郷土資料	54	182	39	171	92	307	59	236	61	178
雑 誌	1,690	40	1,675	24	1,662	18	1,681	15	1,685	17
A V	74	46	123	24	65	34	84	20	31	14
計	8,005	800	7,790	871	7,674	1,040	7,062	1,217	7,376	538
	8,805		8,661		8,714		8,279		7,914	

### (4) 予約・リクエスト件数 (単位：件)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
予 約	7,231	8,154	8,483	10,275	10,665
リクエスト	1,004	1,057	1,060	971	1,027

## (5) 分類別蔵書数

(単位：冊)

区 分		一般図書	児童図書
0	総 記	3,727	819
1	哲 学	3,450	531
2	歴史・地理	9,912	2,306
3	社会科学	14,470	3,108
4	自然科学	8,233	5,569
5	工 業	10,699	1,827
6	産 業	3,927	1,321
7	芸術・スポーツ	9,782	2,609
8	言 語	1,894	966
9	文 学	56,143	16,990
L	大活字本	673	
E	絵 本		19,585
P	かみしばい		1,008
	そ の 他	0	76
計		122,910	56,715

H	郷 土 資 料	
6,336		
M	雑 誌	
97 種		5,070
A V		
MT	カセットブック	458
DVD	DVD	465
CD	CD	230
LD	LD	
VT	ビデオ	852
	その他	14
計		2,019
合 計		193,050

## (6)貸出冊数の推移

(単位：冊)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
一般図書	103,472	103,861	103,861	117,383	121,277
児童図書	122,882	122,321	122,321	131,247	127,172
郷土資料・その他	575	636	583	547	642
雑 誌	13,370	14,102	14,102	16,571	15,658
A V	860	1,058	1,058	1,924	1,849
計	241,159	241,978	241,925	267,672	266,598
団体貸出	31,470	31,870	31,870	34,906	36,956
巡回貸出	15,777	12,130	12,431	12,636	12,174

## (7)分類別貸出冊数

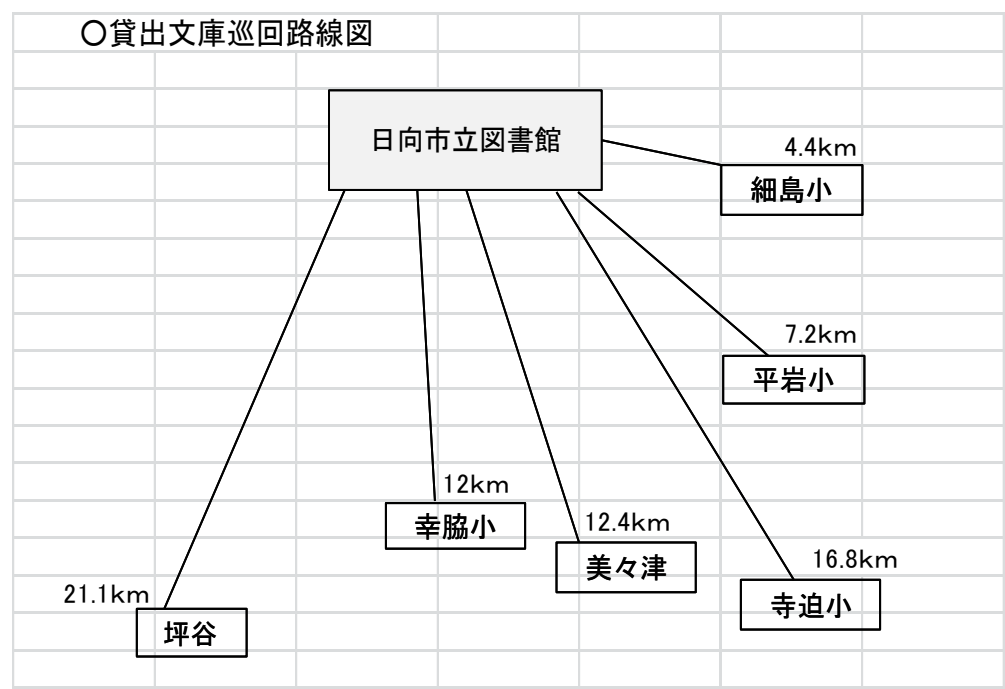
(単位：冊)

区 分	一般図書		児童図書		計	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
0 総 記	1,445	1.04	850	0.67	2,295	0.86
1 哲 学	4,544	3.26	1,471	1.16	6,015	2.26
2 歴史・地理	6,791	4.87	3,055	2.40	9,846	3.69
3 社会科学	8,472	6.08	2,460	1.93	10,932	4.10
4 自然科学	6,839	4.91	8,774	6.90	15,613	5.86
5 工 業	18,569	13.32	3,701	2.91	22,270	8.35
6 産 業	4,522	3.24	1,927	1.52	6,449	2.42
7 芸術・スポーツ	10,601	7.60	5,711	4.49	16,312	6.12
8 言 語	1,625	1.17	1,622	1.28	3,247	1.22
9 文 学	56,880	40.80	32,204	25.32	89,084	33.42
L 大活字本	989	0.71			989	0.37
E 絵 本			61,660	48.49	61,660	23.13
P かみしばい			3,369	2.65	3,369	1.26
H 郷土資料	144	0.10			144	0.05
M 雑 誌	15,658	11.23			15,658	5.87
MT カセットブック	64	0.05			64	0.02
CD C D	392	0.28			392	0.15
DVD D V D	1,198	0.86			1,198	0.45
LD L D	0					
VT ビデオ	192	0.14			192	0.07
その他	3	0.00	368	0.29	371	0.14
相互貸借	498	0.36			498	0.19
計	139,426	100	127,172	100	266,598	100

(8) 「巡回図書」貸出冊数

区 分	25 年度			26 年度		
	生徒数 (人)	貸出冊数	1人当り 貸出冊数	生徒数 (人)	貸出冊数	1人当り 貸出冊数
細島小	92	1,323	14.4	94	1,421	15.1
平岩小中	217	2,724	12.6	218	2,860	13.1
幸脇小	11	738	67.1	12	621	51.8
美々津小	73	3,000	41.1	68	2,447	36.0
寺迫小	74	4,075	55.1	73	4,082	55.9
坪谷小	21	776	37.0	22	743	33.8
計	488	12,636	25.9	487	12,174	25.0

※児童・生徒数は各年度、5月1日現在数。



(9)「団体」への貸出状況

○保育園・幼稚園

No.	施設名	貸出冊数
1	上町保育所	325
2	岩脇保育園	325
3	財光寺保育園	325
4	高松保育園	325
5	ひよこ保育園	325
6	富高保育園	325
7	長江保育園	325
8	大王谷保育園	325
9	往還保育園	325
10	比良保育園	325
11	日向保育園	325
12	日知屋保育所	325
13	富高幼稚園	325
14	財光寺幼稚園	325
15	伊勢ヶ浜保育園	325
16	日向なないろ保育園	260
17	山陰保育園	325
18	カトリック幼稚園	325
19	日知屋東幼稚園	325
20	東郷幼稚園	325
21	寺迫幼稚園	325
22	梅の花保育園	175
23	田の原保育園	30
計		6,965

○小学校・中学校

No.	施設名	貸出冊数
1	富高小学校	2,400
2	日知屋小学校	1,080
3	財光寺小学校	1,920
4	細島小学校	900
5	塩見小学校	1,050
6	平岩小中学校	1,440
7	美々津小学校	1,050
8	大王谷学園	2,760
9	日知屋東小学校	2,760
10	財光寺南小学校	2,040
11	東郷学園(小学校)	840
12	寺迫小学校	840
13	富島中学校	2,400
14	美々津中学校	600
15	日向中学校	1,500
16	東郷学園(中学校)	600
	計	24,180

合計	31,145
----	--------

(10)「おはなし会」実施状況

(単位：回)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
定例おはなし会	143	139	135	139	138
定期おはなし会	105	112	107	105	92
臨時おはなし会	33	9	15	22	15
視察団体へのおはなし会				4	1
図書館行事	3	3	3	3	1
合計	284	263	260	273	247

### 3. 例規・資料

#### 日向市立図書館条例

(昭和 35 年 6 月 18 日条例第 7 号)

最近改正 平成 24 年 2 月 17 日条例第 6 号

第 1 条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき本市に図書館を設置する。

第 2 条 前条により設置する図書館は、日向市立図書館(以下「図書館」という。)と称し、日向市春原町 1 丁目 47 番地に置く。

第 3 条 図書館は、法の精神に基づきその健全な発達を図り、もって市民の教育及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 図書館は、教育委員会でこれを管理し、その経費は市費補助金及び寄附金をもつてこれに充てる。

第 5 条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

第 6 条 図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館奉仕につき館長に対し意見を述べる機関とする。

第 7 条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第 8 条 図書館協議会の委員は、20 人以内とする。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会で定める。

附 則 (省略)

#### 日向市立図書館規則

(平成 8 年 12 月 27 日教育委員会規則第 5 号)

最近改正 平成 25 年 2 月 27 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、日向市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 図書館に図書館係を置く。

2 係に係長、主査、主事、司書、その他の職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 館長は、事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理する。
- 3 主査は、上司の命を受けて複雑な事務に従事する。
- 4 主事、その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(事務処理等)

第4条 図書館の事務処理、職員の服務等については、教育委員会事務局における取扱いの例による。

(事務分掌)

第5条 図書館の事務分掌は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する事項のほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の寄贈及び寄託に関する事。
- (2) 図書館の手数料の徴収に関する事。
- (3) 読書普及事業の企画立案、執行に関する事。
- (4) 読書団体の育成に関する事。
- (5) 図書館ボランティアに関する事。
- (6) 貸出文庫の利用に関する事。
- (7) 図書館協議会に関する事。
- (8) 広報及び関係機関との連絡等に関する事。
- (9) 統計調査に関する事。
- (10) 図書館電子計算組織の運営管理に関する事。
- (11) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (12) 図書館の庶務に関する事。
- (13) 視聴覚教育の振興及び研究指導に関する事。
- (14) その他図書館の管理運営に関する事。

(図書館協議会)

第6条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は2年とする。
- 3 委員長は会議を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長がともに欠けたとき又は選任されていないときは、最年長者が、委員長の職務を代理する。
- 6 会議は、委員長が招集する。
- 7 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 8 条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が 5 月 5 日又は 11 月 3 日であるときは、開館する。
- (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日
- (3) 館内整理日(1 月を除く毎月の初日)
- (4) 特別図書整理期間(1 年につき 10 日を超えない範囲内で館長が定める期間)

2 前項の規定にかかわらず館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。この場合は、その都度掲示するものとする。

(入館の制限)

第 9 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す者又はそのおそれがあると認められる者
- (2) その他図書館の管理運営上支障があると認められる者

(弁償)

第 10 条 図書館資料を亡失若しくは損傷した者は、図書館資料亡失(損傷)届(様式第 1 号)を提出し、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

2 館長は、情状により、前項の規定による弁償の全部又は一部を免除することができる。

(図書館資料の館内利用)

第 11 条 図書館資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

- 2 郷土資料その他館長が指定する資料を利用しようとする者は、館長の許可を得なければならない。
- 3 前項の資料を利用することについて、館長が不相当と認めるときは、閲覧を禁じ、又は制限することができる。

(図書館資料の複写)

第 12 条 図書館資料の写しの作成は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、図書館が所有する図書館資料を用いて、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書館資料の写しの作成を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第 2 号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

(図書館資料の複写の制限)

第 13 条 次の各号に掲げる図書館資料は複写することができない。

- (1) 寄託資料で寄託者が複写を禁止したもの。
- (2) 技術的に複写が困難な図書館資料
- (3) 複写することによって損傷するおそれのある図書館資料
- (4) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料

(複写物の利用上の責任)

第 14 条 複写物の利用による著作権に関する法律上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

(図書館資料の館外利用)

第 15 条 図書館資料の貸出を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、図書館利用カード申込書(様式第 3 号)に必要事項を記載し、図書館利用カード(様式第 4 号)の交付を受けなければ



ならない。

- 2 図書館利用カードの効力は、交付の日から有効とする。ただし、館長が必要と認めたときは、有効期限を指定することができる。
- 3 図書館利用カード申込書の記載事項に変更が生じたとき、又は図書館利用カードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 図書館資料の貸出を受けようとする者は、図書館利用カードを提示しなければならない。
- 5 図書館資料の館外貸出冊数は、利用者 1 人につき 10 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、特別の事由により館長が必要と認めたときは、この限りでない。
- 6 貴重資料その他館長が特に指定した資料は、館外貸出を制限する。
- 7 利用者は、貸出を受けた図書館資料を転貸してはならない。
- 8 図書館資料の貸出を受けた利用者は、指定された期間内に返納しなければならない。期間内に返納しない者に対して、館長は、図書館資料の貸出しを停止することができる。

(貸出文庫)

第 16 条 図書館に貸出文庫を設け、市内の各種事業所、学校及び読書会等の団体(以下「団体」という。)に対し図書館資料の貸出しを行うことができる。

- 2 貸出文庫を利用しようとする団体は、前条に規定する図書館利用カード申込書に必要事項を記載し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 貸出文庫の図書館資料の貸出を受けようとする団体等は、前条第 4 項の規定によって貸出を受けるものとする。
- 4 貸出文庫利用カードの有効期限は前条第 2 項の規定を準用するものとする。

(貸出冊数及び期間)

第 17 条 図書の貸出冊数は、1 団体 100 冊までとし、期間は 2 月以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、冊数及び期間を別に指定することができる。

(寄贈及び寄託)

第 18 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 図書館資料の寄贈又は寄託をしようとする者(以下「寄贈者等」という。)は、図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第 5 号)により申請しなければならない。
- 3 館長は、前項の寄贈又は寄託を受けることを決定した場合は、当該寄贈者等に図書館資料受領(預り)書(様式第 6 号)を交付し、当該寄贈又は寄託に係る図書館資料を受領するものとする。
- 4 図書館資料の寄贈及び寄託に要する費用は、原則として寄託者等の負担とする。

(寄託を受けた図書館資料の取扱い)

第 19 条 寄託を受けた図書館資料(以下「寄託資料」という。)の管理については、図書館の所有する図書館資料に準じて行いが、館外利用は禁止するものとする。

- 2 寄託資料は、寄託者の要請又は図書館の都合により返却することができる。

(寄託資料の賠償責任)

第 20 条 寄託資料が天災その他不可抗力により滅失し、又は損傷したときは、市は、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (省略) (様式省略)

## 日向市立図書館資料収集規程

(平成 10 年 2 月 24 日教育委員会規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)及び日向市立図書館条例(昭和 35 年日向市条例第 7 号)の精神に基づき、日向市立図書館(以下「図書館」という。)の資料収集に関し必要な事項を定め、その健全な運営を図り、市民の生涯学習と文化の向上に寄与することを目的とする。

(収集方針)

第 2 条 図書館は「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会 1979 年改訂)の理念を考慮した次の各号に定める方針に基づき資料の収集を行う。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人、組織、団体などからの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入に当たっても同様である。
- (6) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集基準)

第 3 条 図書館は、法第 3 条の 1 及び日向市立図書館規則(平成 8 年日向市教育委員会規則第 5 号)を考慮し、利用者のニーズに答えることを最大の目標として図書館資料を収集する。

- (1) 地域住民の日常生活に役立ち、貸出を中心としたサービスを行うための教養、趣味、レクリエーションなどの一般図書を中心に収集する。
- (2) 児童・青少年図書を充実する。
- (3) 各市町村の地方行政・郷土資料を収集する。
- (4) 日常的課題にこたえる参考図書を収集する。

(選書会議)

第 4 条 収集資料の決定に当たっては、図書館職員及び各公立公民館等の代表者からなる選書会議を開くものとする。

2 選書会議は必要に応じ図書館長が招集する。

附 則 (省略)

## 日向市視聴覚ライブラリー条例

(昭和 53 年 12 月 22 日条例第 31 号)

(設置)

第 1 条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日向市視聴覚ライブラリー	日向市春原町 1 丁目 47 番地

(事業)

第 3 条 日向市視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材及び教材の整備・充実に関すること。
- (2) 視聴覚機材及び教材の貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育の講習会及び研修会等の開催に関すること。
- (4) その他視聴覚教育に関すること。

(職員)

第 4 条 視聴覚ライブラリーに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則 (省略)

## 日向市視聴覚ライブラリー条例施行規則

(昭和 54 年 4 月 11 日教育委員会規則第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、日向市視聴覚ライブラリー条例(昭和 53 年条例第 31 号)第 5 条の規定に基づき、日向市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)の組織運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 ライブラリーに次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 主査
- (4) 主事
- (5) その他の職員

2 前項の職員は、日向市教育委員会(以下「委員会」という。)事務局職員のうちから委員会が任命する。

(職員の職務)

第3条 館長はライブラリーの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代理する。

(教材教具)

第4条 この規則により貸出しを行う教材教具の種類、数量及び貸出期間は、次のとおりとする。  
ただし、館長が必要と認めた場合は、当該貸出期間又は数量を変更することができる。

種類	数量	貸出期間	備考
16ミリ映写機	1台	7日以内	附属機器を含む。
ビデオプロジェクター	1台		
スライド映写機	1台		
OHP	1台		
16ミリ映画フィルム	3本		
ビデオテープ	3本		

(貸出しの範囲及び条件)

第5条 ライブラリーの教材教具は、日向市内に所在地を有する学校、幼稚園、官公署、公民館及び社会教育関係団体並びに美郷町、諸塚村、椎葉村、門川町その他館長が適当と認めた者(以下「利用者」という。)が教育上の目的で使用する場合に限り貸出しを行う。

2 利用者は貸出しをうけた教材教具を使用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 興業の営利を目的として料金を徴収すること。
- (2) 特定の政党、宗教の活動宣伝に利用すること。
- (3) 公共の秩序をみだすおそれのある行為をすること。

(使用申請書及び借用書の提出)

第6条 ライブラリーの教材教具を利用しようとするときはそのつど利用申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 利用者は、教材教具の貸出しをうけたときは、前項の借用申請書に押印しなければならない。

(映画フィルムの使用条件)

第7条 ライブラリーの教材教具のうち映画フィルムを使用する利用者は視聴覚教育を所管する公的機関が発行する16ミリ映写機操作技術免許証を所持していなければならない。

2 16ミリ映画フィルムを使用する場合には、宮崎県教育委員会が行う検査に合格し、かつその検査証の交付をうけた映写機で上映させなければならない。

(返還及び利用報告)

第8条 利用者は借用した教材教具は定めた日までに必ず返還し、返還と同時に利用報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

(経費)

第9条 教材教具の使用は、無料とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は教材教具を紛失又は著しく損傷した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則 (省略) (様式は省略)

## 4. 図書館ボランティア

### 図書館ボランティア「友の会」会則

(平成9年10月1日より施行)

(名称)

第1条 本会は、図書館ボランティア「友の会」(以下、「友の会」という)と称し、事務局を日向市立図書館に置く。

(目的)

第2条 本会は、日向市立図書館と相互に協力しながら、読書普及推進及び図書館の健全な発展向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、概ね次の活動を行う。

- ・図書館事業の支援
- ・図書館行事の支援
- ・会員の学習及び実践活動

(会員)

第4条 本会は、「友の会」の目的に賛同し、その活動を継続して行うものを会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	1名
会 計	1名
監 事	1名

2 役員は会員の互選によるものとし、任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本会は、会長が招集する。

2 総会は、年1回年度始めに開催する。ただし、会長が必要と認める場合はその都度招集する。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、「友の会」の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(省略)



所在地	日向市春原町1丁目47番地
敷地面積	3,501.93㎡

【本館】	建築面積	540.12㎡
	1階床面積	516.52㎡
	2階床面積	392.00㎡
	延床面積	908.52㎡
	構造	鉄筋コンクリート2階建
	事業費	4億200万円（うち本体事業費 1億7,500万円） ふるさとづくり事業（地域総合整備事業債）

【郷土資料庫】	建築面積	86.54㎡
	構造	鉄骨プレハブ造平屋建

※別館車庫は含まない。

## 6. 図書館利用案内

### 【開館時間及び休館日】

#### (1) 開館曜日・時間

毎週火曜日から金曜日 9時～18時30分

毎週土・日曜日、祝日 9時～17時

#### (2) 休館日

①毎月1日

②毎週月曜日

(ただし、その日が「こどもの日」、「文化の日」のときは開館する)

③毎年12月28日～1月3日

④特別図書整理(蔵書点検)期間(6月初旬)

### 【貸出期間及び冊数】

#### (1) 貸出冊数

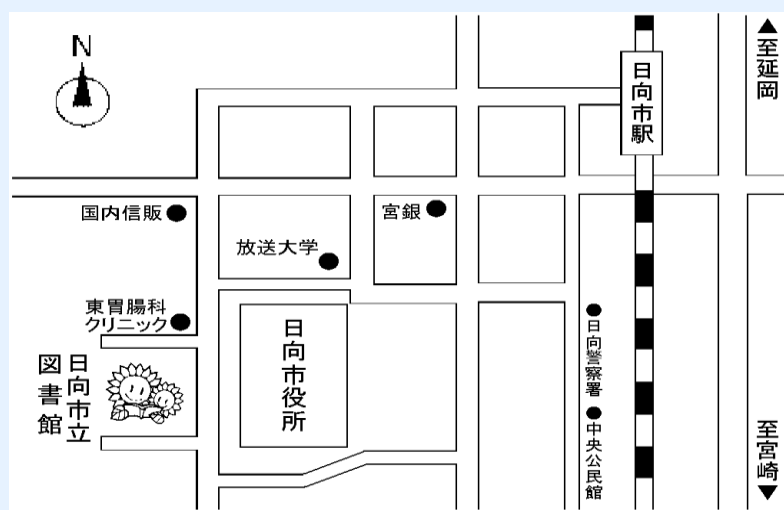
1人10冊以内

#### (2) 予約(リクエスト)冊数

1人10冊以内

#### (3) 貸出期間

15日間以内(団体貸出有り。)









ひゅうがしりつとしょかん

# 日向市立図書館

〒883-0035

日向市春原町1丁目47番地

TEL (0982)54-1919

FAX (0982)54-5444

hontohon@lib.city.hyuga.miyazaki.jp

ホームページアドレス <http://www.lib.city.hyuga.miyazaki.jp/>